

平成28年3月4日

財務部長 殿

副学長（研究）
三 明 康 郎

組織としての利益相反マネジメントのための情報共有及び連絡について（依頼）

このたび、「国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー」（平成28年2月18日学長決定）及び「国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー実施要項」（平成28年2月18日研究担当副学長決裁）（以下「組織としての利益相反ポリシー実施要項」という。）が制定されたことに伴い、これらに基づき、担当部署間での関係情報の共有のために、必要とされるリストの作成及び送付並びに利益相反・輸出管理マネジメント室への連絡に関し、今後は下記のとおり遺漏なく取計らうよう願います。

記

1. 情報共有について

（1）リストの作成について

財務部財務管理課において以下の①～③のリストを作成する。ただし、企業等には公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）を含まない。

- ①本学が保有している株式等の相手先企業等のリスト
- ②本学が保有している株式等に関して収入のあった相手先企業等のリスト（売却又は配当金収入）（当該年度を含めて過去3年度分）
- ③本学に寄附金等を提供した相手先企業等（寄附者が個人名義のものを除く。）のリスト（単一の企業等から年度当たり500万円を超える寄附金等について当該年度を含めて過去3年度分）

（2）リストの送付について

上記（1）の①～③のリストの最新版を以下に記載の部署に四半期ごとに送付する。なお、該当や更新がない場合もその旨通知する。初回については、第一四半期（4月～6月）経過後に当該四半期分に平成26年4月1日～平成28年3月31日までのリストを添付の上可能な限り速やかに送付し、2回目以降は前の四半期が経過した後速やかに送付する。

- ①財務部契約課

- ②産学連携部産学連携課
- ③附属病院病院総務部経営管理課
- ④利益相反・輸出管理マネジメント室

2. 連絡について

財務部契約課において1件当たり1,000万円を超える物品の購入若しくは役務の提供の申込みがあったときは、それが、関係部署から少なくとも四半期ごとに送付される以下の(1)～(4)のリストにある企業等に関係したものである場合は、当該関係情報について利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡し、利益相反に関するマネジメントを要請する。

- (1) ①本学が知的財産を共有している相手先企業等のリスト、②本学が知的財産について実施・使用許諾又は売却をした相手先企業等のリスト(当該年度を含めて過去3年度分)
- (2) ①本学が保有している株式等の相手先企業等のリスト、②本学が保有している株式等に関して収入のあった相手先企業等のリスト(売却又は配当金収入)(当該年度を含めて過去3年度分)
- (3) 本学に寄附金等を提供した相手先企業等のリスト(当該年度を含めて過去3年度分)
- (4) 本学と受託研究・共同研究・学術指導契約・特別共同研究事業を実施した相手先企業等のリスト(単年度の契約金額が1件当たり200万円超のもの。当該年度を含めて過去3年度分)

3. その他

(1) 連絡後の対応について

連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果について連絡を行った担当部署に連絡する(通常一両日中)。また、利益相反委員会等との事前協議が必要と判断した場合は、連絡を行った担当部署と別途協議する。

(2) 情報公開について

担当部署から利益相反アドバイザーに連絡された案件について、当初計画どおり実施する場合においては、大学自身が保有する特別の利益に関する情報(知的財産の保有状況や実施料収入、株式等の保有状況、寄附金等の受け入れ状況等)を特別の事情のない限り利益相反・輸出管理マネジメント室において公開するものとする。公開の様式は組織としての利益相反ポリシー実施要項の別記様式2によるものとする。

(本件に関する問い合わせ先) 利益相反・輸出管理マネジメント室 佐藤 内線 2877 E-mail:coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
--